

初診時の選定療養費についてのお知らせ

初診時の選定療養費とは、国が「病院と診療所との役割分担を推進するため」に定めた制度で、患者様が他の医療機関からの紹介状を持参されずに 200 床以上の病院を受診された場合に、健康保険の初診料とは別に徴収させていただく医療費のことです。

当院も平成 26 年 12 月より 230 床となり、初診時に以下の金額を徴収させていただきます。

2,160 円（税込）

○次に該当する方は初診であっても、初診時の選定療養費はいただきません。

- 1、救急車で当院に搬送された方
- 2、生活保護による医療扶助の対象となる方
- 3、特定疾患等各種公費負担制度受給対象の方
- 4、労働災害・公務災害で受診の方
- 5、今回受診する診療科は初めてだが、別の診療科に継続して通院中の方
- 6、他の医療機関より紹介状を持参された方

○次のような場合には、初診となり初診時の選定療養費をご負担いただきます。

- 1、他の医療機関より紹介状を持たずに初めて受診する場合
- 2、今回の受診が、今までの診療と同一病名同一症状であっても、患者様で任意に診療を中止して1ヶ月以上経過した場合。
- 3、傷病が一旦治癒もしくは治癒に近い状態までになり、その後再発した場合。
- 4、急性病名のみの場合
(風邪をひいて受診したあと、2ヵ月後に打撲で受診した場合など)

新たな病気で当院を受診されるときには、まずお近くの『かかりつけ医』に受診し、紹介状を頂いてから、ご来院くださる事をお勧めいたします。何卒ご理解のほどよろしく願いいたします。